

○tsukurun KIRYUの設置及び管理に関する条例

(令和6年3月27日条例第1号)

(設置)

第1条 デジタル技術の進展に伴い必要となる、次世代を担うデジタル人材の育成及び社会のデジタル化により生まれる格差を解消することを目的にtsukurun KIRYUを設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 tsukurun KIRYU

位置 桐生市末広町13番地の4

(事業)

第3条 tsukurun KIRYUは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) デジタル人材の育成に関すること。
- (2) デジタルデバイド対策に関すること。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要なこと。

(利用者の範囲)

第4条 tsukurun KIRYUを利用することができる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 小学校入学年齢から高等学校卒業年齢までの者
- (2) 前条に規定する事業として実施する催し等の参加者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(賠償責任)

第6条 利用者は、故意又は過失によりtsukurun KIRYUの施設又は設備等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限等)

第7条 市長は、tsukurun KIRYUに入場しようとする者又は入場している者が、この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき又はそのおそれがあるときは、tsukurun KIRYUへの入場を拒み、又は退場させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。